

表1.

政省令一覽表

区 分		貨 物		技 術	
		政 令	省 令	政 令	省 令
リ ス ト		輸出貿易管理令 別表第1	条 番 号	外国為替令 別 表	条 番 号
		項 番 号		項 番 号	
武器 (防衛装備移転三原則)		1の項	—	1の項	—
原子力 (核不拡散条約等)		2の項	第 1 条	2の項	第 15 条
化学兵器 (オーストラリアグループ)		3の項	第 2 条	3の項	第15条の2
生物兵器 (オーストラリアグループ)		3の2の項	第2条の2	3の2の項	第15条の3
ミサイル (MTCR)		4の項	第 3 条	4の項	第 16 条
ワ ッ セ ナ ー ・ ア レ ン ジ メ ン ト 関 連 規 制	先端材料	5の項	第 4 条	5の項	第 17 条
	材料加工	6の項	第 5 条	6の項	第 18 条
	エレクトロニクス	7の項	第 6 条	7の項	第 19 条
	コンピュータ	8の項	第 7 条	8の項	第 20 条
	通信関連	9の項	第 8 条	9の項	第 21 条
	センサー・レーザー	10の項	第 9 条	10の項	第 22 条
	航法関連	11の項	第 10 条	11の項	第 23 条
	海洋関連	12の項	第 11 条	12の項	第 24 条
	推進装置	13の項	第 12 条	13の項	第 25 条
	その他 (金属燃料等)	14の項	第 13 条	14の項	第 26 条
機微品目		15の項	第 14 条	15の項	第 27 条
補 完 品 目		16の項	—	16の項	第 28 条